



年金

学生納付特例の申請手続きが簡素化されます

○平成20年度も「学生納付特例制度」を利用する方へ

平成20年度も平成19年度と同じ学校に在学する方には、学生納付特例申請書（はがき）が送られます。このはがきに必要事項を記入して返送することにより、平成20年度も学生納付特例申請を行うことができます。

ただし、在学する学校に変更のある方は、改めて在学の事実を確認する必要があるため、このはがきでの申請はできません。役場年金担当窓口又は松山西社会保険事務所に「ご相談ください」。

※ 学生納付特例制度は、所得の少ない学生の方が、将来、年金を受取ることができなくなることや、不慮の事故などにより障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金を受取ることができ

なくなることを防止するため、本人の申請により保険料の納付が猶予される制度です。学生納付特例は年度ごとに申請を行う必要があります。

※ 前年に所得がある方は、審査を行うこととなりますので、7月以降に審査結果をお知らせします。

○平成20年度は「保険料納付」を希望する方へ

平成20年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付を希望する方は、松山西社会保険事務所に「ご連絡ください」。

特に、保険料を前もって納付することにより割引が適用される「前納制度」を利用する場合、平成20年度分の前納の納付期限は、4月30日までとなりますので、お早めにご連絡ください。

なお、学生納付特例申請書を提出しない方には、平成20年度分の納付書が送付されません。

※ 便利でお得な口座振替を希望する方は松山西社会保険事務所に「ご連絡ください」。

会社を退職した方は国民年金の手続きが必要ですよ

国民年金制度は、20歳から60歳までのすべての方が加入し、保険料を納め、みんなを支え合う制度です。

厚生年金保険（共済組合）に加入している20歳から60歳までの方が、会社を退職した場合は、国民年金の第1号被保険者になります。

加入手続きは、年金手帳を持参のうえ、役場年金担当窓口又は松山西社会保険事務所で「行ってください」。扶養されている配偶者についても同様です。

また、退職（失業）により収入がない場合には、国民年金保険料の免除制度が利用できます。年金手帳、印鑑及び離職票又は雇用保険受給資格者証を持参のうえ、免除申請をしてください。

国民年金の加入者は次の3種類となっています。

- 第1号被保険者：自営業者、農林漁業者や会社を退職した方などとその配偶者
- 第2号被保険者：厚生年金、共済組合に加入している方（会社員、公務員など）
- 第3号被保険者：第2号被保険者に扶養されている配偶者（年収130万円未満）

「ねんきん特別便」をお送りします

～あなたの年金記録の確認をお願いします～

基礎年金番号に結びついていない記録について、平成19年11月から名寄せ作業を開始し、その結果、基礎年金番号の記録と結びつく可能性のある記録が出てきた方には、12月から平成20年3月までの間に、「ねんきん特別便」をお送りしています。

それ以外の方にも、順次「ねんきん特別便」をお送りしま

すので、お待ちください。

- 年金受給者へは、4月から5月までの間
- 現役加入者へは、6月から10月までの間

お手数をおかけしますが、お手元に届きました「ねんきん特別便」により、ご自身の年金記録に記載もれや誤りがないかを確認のうえ、必ずお手続きください。

問い合わせ

松山西社会保険事務所

国民年金保険料課

☎ 925-5175

年金給付課

☎ 925-5110

役場町民課住民係

☎ 985-4106

